

会社をめぐる言説について

久富健治

キーワード：会社は誰のものか

1. はじめに

この小論では、会社をめぐる様々な概念や言説（「CSR」、「企業市民」、「会社は社会のものである」の類）に関する「通説」の問題点を指摘し、筆者なりのコメントを付すこととする。さしあたり、企業の社会的責任について、「誰が」「誰に対して」「いかなる内容の責任を負うのか」という観点から整理する（「誰が」については、当然、「会社の」に決まっているのだが、後述するように責任の帰属点として会社を設定することが妥当か、という論点があるので掲げておいた次第である）。あらかじめ断っておくと、筆者は「CSR」の重要性自体に異議をはさむものではなく、あくまで「CSRをめぐる言説」に対して批判的な立場をとっている。

なお、叙述のなかでは、「会社」や「企業」は特に意識して区別はしない。論者によって呼び名が変わるので、引用の都合で適宜使い分けることとするが厳密な意味はない。通常、「会社」は法学、「企業」は経済・経営学の分野で使用しているようだが、本稿ではあえて区別はしない。

2. 「誰が」責任を担うのか

社会的責任を誰が担うのか、この基本的な論点はもちろん社会的責任の内容や範囲次第で変化するし、したがって、「いかなる内容の責任か」とも関連が深いのだが、叙述が錯綜するのでさしあたり別個に取り上げておく。

さて、この責任の帰属主体については、当然それは「会社、ないし企業」であるとの答えが返ってくるのだが、問題はそれほど単純ではない。

奥村宏は、わが国の株式会社を取り上げて、会社それ自体が、（社会的責任の下限をなすともいえる）「刑事责任」の帰属主体にさえなっていないことを指摘する（注1）。すなわち、会社が公害病を引き起こし死者を出しても、会社自身が法的な裁きを受け、死刑＝法人解散になるわけではない。これはわが国の刑法の行為理論の前提にもとづく。もし、会社それ自身を社会的責任の帰属主体と考えるならば、こういった事態は確かに矛盾である。会社自体を裁けないのなら、経営者や工場管理者に業務上過失致死傷罪を問うべきであるが、これも責任追及としてはきわめて不十分な結果に終わったという。

奥村の基本的な立場は、会社を「実体」として把握すると、不祥事の責任追及をかえってあいまいにすることになりかねないので、構成的存在として把握するものである。会社はそれ以上分解できない究極の単位＝実体ではなく、株主、経営者、従業員などの実体に分解可能であり、それぞれを責任の帰属主体として責任追及していくべきと考えているようだ。

ただ、「実体」の範囲も明確に確定できるわけではない。会社の主要な構成要素である「株主」自体、個人（自然人）のみならず、法人株主や機関投資家もありえるし、それぞれがまた複数の「実体」に分割可能なので、どこまでを責任の帰属主体として認めるべきかという問題が生じてしまう（奥村は、株式会社を「実体」ではなく、「機能」の面から把握するべきだと主張しており、その場合はこうした難点は回避される）。

一方、岩井克人など、多数の論者は、会社をそれ以上分解することのできない「実体」と把握し社会的責任を担わせようとする。これはかつての「法人実在説」と同じ見方であるが、現代社会における会社の影響力を考えれば、会社を「実体」とみなして、社会的責任の帰属主体として設定することはなんら不思議ではない。その場合、「実体」の理想像としてよく取り上げられるのが、「企業市民」である。「市民」＝自然人こそは、これ以上分解できない究極の単位であり（もちろん、臓器移植などの生命倫理上の問題をクリアすれば、必ずしも分割し得ないわけではないが、それはひとまずさておき）、なおかつ、責任や道徳、倫理などの帰属主体でもある。会社をこうした「市民」になぞらえることで、会社を市民社会の一員、責任の帰属主体として位置づけることができるし、運動面においても、現実の会社を改革し、導く際のスローガンになるのである。

さて、その「実体」であるが、会社の実体とは何かについて岩井は「法人」に注目している。岩井は法人制度の原点に立ち戻り、「法人とは、社会にとって価値を持つから、社会によってヒトとして認められている」と述べている（注2）。もともと自然人の集合体である組織そのものをヒトと見立てて、契約主体や訴訟主体にするほうが社会的に効率的だからである。それはひいては経済的な付加価値を増大させることに結びつく。社会全体にとり好都合だからこそヒトの集合体に過ぎないものに法人格を与え、自然人であるヒトと同列に扱えるようにしたものである。このように岩井は、法人の存在根拠を、社会による価値の承認、存在証明に求めている。

そして、法人の存在根拠を社会による承認に求めた場合（確かに、法人制度そのものは「社会的」制度に他ならないが）、社会による承認に値するような法人像が設定され、そこに「自己利益」や「法的義務」を超える「何か」（注3）が要求されるようになると、「法人」という実体は、「企業市民」として社会からその存在を承認されることになる。「企業市民」も「市民」である以上、なんらかの社会的責任を果たさなければならぬ。

そして、法人＝企業市民とされることで、次のような問題が懸念される。

すなわち、CSRを担う実体として「企業市民」が持ち出されると、これが最上位の概念としてあたかも公理のように作用する。そこからあらゆる形態の会社の責任を演繹的に引き出すことが可能になる。社会は、いくらでもあらゆる種類の社会的責任を会社に課すことができる。社会は法人に対して、「企業市民」として、単なる社会的実在を超えた倫理的存在であるよう求めることが可能になる。法人としての会社が社会の求めを拒否したとたん、会社は存在基盤を失うことになる。法人は、単なる法的実体（法的な権利・義務の帰属点）にとどまることは許されなくなる。

単なる法的実体に過ぎない法人にこのような倫理的な意味づけをすることは、たしかに実践的な意義は十分にある。ある種のさしつけられた社会的問題を扱うのに、逐一、それは会社が扱うべ

き代物かどうか淵源を探るのは市民運動の立場からは実際的ではないし、論争の種を増やすだけであろう。しかし、会社は常に責任の肥大化という社会的リスクにさらされることになる。最初から「市民」として倫理的な存在に祭り上げられた会社には、それに抵抗するすべはない。それだけに、責任範囲や内容を限界付ける論理が、社会的責任の議論に必要になると思うのだが、わが国の多くのCSR論者にはその点への配慮はないようだ（注4）。

もちろん、「企業市民」という概念がなかば公理化され、当然の前提のように使用されているのは、背景に企業の不祥事などの具体的な事件があって、会社と社会との関係が模索されてきた結果である。十分吟味を経て成立したという点では社会的実態や要請に基づいており、必ずしも暴力的ともいえる演繹作用をもたらすような公理的概念ではない。とはいえ、一端、「公理」として成立した以上、個々の事案を扱う際の最終審的な参考基準になるのは間違いないく、当然のことながら公理にいたるプロセスが再度吟味されることはない、すなわち、「企業市民」概念そのものの妥当性が判断されることはまずないのである（注5）。

「企業市民」が責任の帰属点となることで、責任の範囲を限定できないのではないかという懸念の他に、企業を「実体」として把握することのデメリットは、奥村も指摘しているように、会社そのものが責任主体となることで、確かにそのままで契約主体や訴訟主体になるというメリットはあるにせよ、（少なくともわが国では）責任追及などの点であいまいになるおそれがあるということである。経営においてなんらかの責任を果たすには、組織の構成員が制度化された外的緊張のみならず内面的な緊張も維持しなければならないが、組織体ではこれがなかなか困難である。

この点、松野弘がバーナード（C.I.Bernard）の道徳に関する所説によりながら、「自らの行動において責任を果たそうとする際、公的準則を遵守することに重点を置くか、あるいは道徳準則を減らすことによって準則同士の対立から生じるジレンマを少なくし、その残された準則に対して『責任的』であろうとする・・（中略）・・われわれはこのようにして混乱を避け、企業目的を有效地に果たそうとしてきた」（注6）と指摘していることは興味深い。これは、会社の受動的社会化の理由を述べた箇所であるが、組織体内部で個人のレベルでジレンマを軽減しようとするこの心的態度が責任回避行動となってあらわれ、組織全体としてみれば規範意識が希薄化することになるのだろう。

3. 「誰に対する」責任か

会社＝企業市民と考え、会社も（単なるヒトとしての自然人を超えた意味を担う）市民と同列に考えた場合、当然その責任は「社会に対する」責任ということになる。株式会社の「責任」にかかる歴史を振り返れば、出資者である株主に対する経済的責任から、環境責任、社会的責任へと拡大している。このようなトリプルボトムライン的なCSR論に必ずつきまとするのが、「会社は誰のものか」という論点である。近年では、ライブドア問題を契機に「会社は誰のものか」という問題が、学者のみならず、マスコミや市井でも議論されるようになった。その中で、模範解答としてよく使われるのが、「会社は社会ないしは、社会の構成員であるステイクホルダー（stakeholder）

会社をめぐる言説について

のものである」という言説である。会社は、会社を取り巻くさまざまなステイクホルダー（株主、従業員、取引先、銀行、地域社会、政府など）「のもの」とされる。そして、会社はステイクホルダーのものだから、ステイクホルダーに向けて社会的責任を果たすべきだということになる。会社の社会的責任は、このように「所有」を感じさせる言葉とともに論じられる（もちろん、法的権利としての所有権より広く日常化された概念として使用されている）。所有されているものが、所有をしているものに対して責任を担うということである。岩井は、「会社は社会のものである」（注7）と結論づけている。その理由は、前にもあげたように、法人である会社の存在根拠を、社会がその存在価値を承認したことに求めているからである。社会が会社の存在を根拠付けるのだから、社会が会社の所有者ということになる。

しかし、会社が誰に対して責任を担うのかという問題を考えるのに、いちいち所有概念を持ち出す必要はない。

ステイクホルダーアプローチの意義を字義通り解するなら、それは社会を構成するさまざまな主体が自己の生存・活動領域に「くい（stake）」を打ち込み、それら領域への侵害を防ぐことにある。したがって、このアプローチにおける発話主体は当然、侵害を拒否する構成主体の側ということになる。明らかにこのアプローチは、社会の多元性を前提にした棲み分け的な共生社会と適合している（必ずしも提唱者がこの点を明確にしているわけではないようだが）。会社も多元的な構成メンバーのひとつに過ぎず、その責任（他の領域の尊重）は他の構成メンバーに向けられる。

単純な字義からいえることは、ステイクホルダーアプローチを所有論の文脈で捉えることには無理があるということである。字義的にも会社はステイクホルダーのものであるとは当然にはいえないのであり、そこには明らかに論理の飛躍がある。

そして、生活・活動領域の侵害（のおそれ）に対しては、抵抗するなり、要求するなりすればそれで事足りるはずである。「債権的な」要求をすれば済むわけである（ちなみに、「所有」は「物権的な」用語である）。要は、侵害行為（の可能性）をめぐるコミュニケーションに努めればよい。ステイクホルダーの所有にかかるから、所有されている企業は所有主体に対して何らかの責任を果たすべきだというのはおかしい。所有と責任とは次元の異なる話である。たしかに、所有されていることそれ自体が、被所有主体が所有主体に責任を負うことの根拠になるはあるが、あらゆる場合にそのことがあてはまるわけではない。所有と責任とが混同されているため、CSRに関わる議論は無駄に錯綜している感がある。

ただ、責任をめぐる議論に所有論がからむ点には擁護するべき点もある。もともと株式会社は株主の所有に属する。会社が出資者である株主に対して説明責任を果たさなければならないのは当然だし、また資本を運用して生み出した利益を配当する義務・責任もある。こうした基本的な背景があり、その関係が株主以外のステイクホルダーに類推・転用され、所有されているものは所有の当事者に対して責任を持つべきだという通念のようなものが生まれたのだろう。

会社が株主に対してさまざまな責任を負うその責任形態は、「受託者責任」の行使と考えられる。株主は出資者＝所有者＝社員であり、運命共同体的な構成メンバーで、そのような本来分かちがた

い関係にもかかわらず、所有と経営の分離という一種の「距離」が株主と会社の間に存在している。そのため、資金の受託者としての「責任」を果たすという、距離を埋めるための架橋の契機が必要になる。そのことが、所有されている主体が所有している側の主体に責任を負うという形態としてあらわれているに過ぎないのである。このような株主と会社との関係の特殊性を無視して、他のステイクホルダーとの関係に転用することはすこぶる安易といわざるをえない。

4. 「いかなる内容」の責任か

社会的責任とは何か。再び岩井の言葉を借りるならば、「市民社会というものがあるとすれば、それは、自己利益を超えた何かを追求し、法的な義務を超えた何かをみずからに課す個人の存在を前提」として、その「何か」こそが、社会的責任であるというのである。そして、「企業市民」という、あらかじめ倫理的に定義された実体を持ち込めば、企業は市民と同列という関係が成り立ち、企業の社会的責任という場合もまた、「法的な義務を超えた何か」が当然のようにその内容になるわけである。

ここにも明らかに論理の飛躍がある。そもそも法人制度を社会が認めたのは、ヒトの集合体にヒトと同様の法的な権利・義務を与え、社会的な便宜を図るために他ならず、そのことは当の岩井自身が指摘している。自然人であるヒトが有する法的な意味での人格レベルを標準とすれば、標準レベル以下であった組織体を、社会で活動できるように標準レベルまで引き上げたというだけに過ぎない。そこには、自己利益や法的レベルの義務を超える「何か」は最初から想定されていない。言い換えれば、法人という概念には最初から規範的・道徳的意味あいなどは含まれておらず、そのように解することは法人概念の意味を単に読み込みすぎているに過ぎない。

岩井においては、過剰に意味を付与され倫理的な存在となった「市民」のレベルに引き上げる形で、法人の責任内容も定義されてしまっている。法人概念に自己利益を超えた「何か」や、法的義務を超えた「何か」を期待するのは誤りである。少なくとも岩井の法人解釈からは、企業の社会的責任の意味内容を引き出すことはできない。せいぜいコンプライアンスなどの、とりたてて社会的責任など持ち出さなくとも従来の法的な権利義務の枠内で処理されるものくらいであろう。

ステイクホルダーアプローチの字義を再び持ち出すなら、社会的責任の内容をめぐっては、さしあたり次のようなことがいえる。ステイクホルダーアプローチの意義が、多元社会（共生社会）における各主体の生活・活動領域の尊重にあるとすれば、会社の社会的責任は、その領域間の境界線を維持することそれ自体にあり、道徳的存在になることではない。他のステイクホルダーの領域（たとえば、従業員の私的な生活空間、自然環境など）を侵犯しないよう自己抑制し、侵犯した場合はなんらかの是正、補償措置をとる用意をしておく、そのようにして領域の境界線そのものを維持するのが会社の社会的責任の「内容」ということになろう。それは他のステイクホルダーとの境界線をめぐる、時には模索的なコミュニケーションの中で画定されることになる（注8）。

確かに、現代社会における会社の影響力は強く、容易に他の主体の領域は侵犯されるのであるが、それは政府、裁判所、政党などの公的権力、あるいはマスコミ、NGOなどの市民的勢力によつ

会社をめぐる言説について

て予想的対応を含めて是正されれば足りることであって、概念のレベルでは、わざわざ最初から会社に対して法的義務を超える何かを要求する必要はまったくないのである。「会社は社会のものである」という「語呂合わせ」（岩井自身の言葉）のような言説は、CSRに取り組む企業人や市民運動家が経営目標やスローガンとして用いるのはなんら抵抗を感じないのだが、社会科学上の言説としてははなはだ価値偏重の感が否めない。

5. 「通念」の帰結

このように、CSRなどの会社をめぐる言説は、倫理や道徳に偏向して解釈するのが「通念」ないし、「通説」のようになっている。なぜ、このような超過解釈が行なわれるのだろうか。

歴史を振り返るなら、会社を社会的管理に服させようという圧力は常に存在していた。会社は胡散臭い存在であり、内部で何をやっているかわからない。市場や社会生活への影響も大きい。そもそも、団体に法人格を認めたのも、組織体としての活動の便宜を図るだけでなく、管理の必要性という理由もあったと思われる。会社、とりわけ株式会社が社会的管理の対象になったのだが、根底には、貨幣や資本など無限に増殖するものへの恐怖心があったのかもしれない。定常型生活を志向する人間一般の態度のあらわれともいえる。

また、資本の調達と運用において、株式会社が制御不能な状態に置かれたことも管理の度合いや不信感を醸成したに違いない。社会全体に散在する零細な資金を吸収して事業に投下する、株式会社という一種の資金の調達と運用の仕組は、所有と経営の分離を必然化する。株主は出資先の企業が何をどのようにしているのか完全に知ることはできない。そこで出資金の運用を事前・事後に制御するための制度が生まれる。古くは南海泡沫会社事件などに見られるように、実際の不祥事を契機にさまざまな種類の管理の網が会社＝株式会社にかけられることになった。

会社の歴史において、英國の監査制度や米国の独占禁止政策は、法制化された社会的管理の代表的な例である。だが、もっとも顕著な例は、社会主義的国有企業であろう。今や古のものとなつた価値論をベースに次のような説明がなされる。すなわち、会社が価値を生み出す背景には、生産過程における剩余価値の収奪がある。労働力が特殊な商品となったこととあいまって、生産現場としての会社は、労働者の生活に大きな影響力を持つ存在となった。こうした理解が階級闘争の論拠とされ、生産手段の私的所有が否定され公有という形態がとられ、会社は国家による直接的な社会的管理のもとにおかれることになった。背景にある会社観は、剩余価値の収奪を続けながら無限に自己増殖を繰り返す私的資本というものである。自己増殖の背景には剩余価値の収奪があり、それを可能にしているのは生産手段の私的所有および労働力の商品化であるから、それさえ解消すれば会社の活動に伴う矛盾はすべて回避されると考えられたのである（注9）。

1990年代に（一種の会社管理体制である）社会主義体制が崩壊したこととほぼ同時期に、資本主義経済社会において会社への社会的管理の度合いが強まつたのは偶然ではない。会社の国有化ではさまざまな問題を解決することはできない。国有神話というものは根強くあったようだが、これはもろくも崩れた（注10）。

このように、(株式)会社に対する社会的管理の動機をもつ主体が、国家から社会へと拡散したこと（新自由主義的な国家不信の傾向ともいって）、実際の不祥事を契機に会社に対する監視の度合いや倫理的要請が高まることとなったと思われる。このことは、既述のように「通説」的な企業論にも反映し、法人概念に対する超過解釈としてあらわれたのだろう（注11）。

それでは、社会的管理の主体の拡散はいかなる影響を会社にもたらしたのだろうか。

「会社の社会的責任」に係る言説は、少なくともわが国では、実は会社自身が主な発話主体となっている。奥村宏は、公害反対運動、消費者運動、商社批判など、会社批判が国民的規模で盛んになったところから、「それに対抗し、それを抑え込むために」、「会社の社会的責任」という言説を用いるようになったこと、そして、1990年代の会社不祥事にもとづく会社批判の際も、「これに対抗するために」、やはり財界が中心になって会社の社会的責任という言を言い出したと指摘している（注12）。

「会社の社会的責任」という、個々の会社ではなく会社一般の責任を問う言説は、攻撃する側よりもむしろターゲットの当事者である会社の側（財界）が自己批判として積極的に使用した感が強い。70年代の会社批判においても、90年代のそれにおいても、会社批判が高まるとさまざまな財界団体が企業行動憲章のような文書を作成し、会社の社会的責任を宣言するのである。その意味では70年代も90年代も表面的にはそれほど変化はないといえるのだが（注13）、両者を分かつ根本的な社会変動は社会主義国家の崩壊である。先に述べたように、このことは国有企業という、会社への社会的管理の失敗でもある。公的機関による一元的管理から、法的、事実的なものまで含めて、会社は社会のなかに埋め込まれて多面的に管理される傾向にある。財界によるさまざまな行動憲章を目の当たりにすると、市民社会による監視や管理に服することを宣言することをもって、会社自らの存在を証明するしかなくなった感すらある。

さらに、会社の現場で議論され行なわれていることは、このように自己批判にも似た宣言だけではない。会社のCSR本部では、まさにCSRを軸にしたマーケティングが展開されているのである。ステイクホルダーの数を増やし、会社に対する評価軸を経済から環境、社会へと多様化したところで、それらはすべて会社のマーケティング行動の中に包摂されていく。会社はあらゆる社会的ニーズを察知し、予想し、みずからの製品やマネジメントのなかに包摂してきた。「包摂」こそ、会社を語る際の重要なキーワードの一つである。CSRという社会的ニーズも「包摂」するべき対象と受け取られるに過ぎない。たしかに、社会的ニーズを察知するのに後手に回り、環境NGOなどの市民的勢力の攻撃をまって社会的ニーズをようやく認識する場合もあるが、時間を経るに従いそれら攻撃的な要求も日常的なマネジメントの中に包摂され、会社の経営方針の中に文章化され、洗練された広報の道具になるのである。

もちろん、NGOなどのステイクホルダーと真摯な対話に努めている会社は多くある。ただそれも、利潤確保および会社の存続という、会社にとっての絶対的な制約条件が確保されるかぎりのことである。そして、それら条件を脅かすような社会的ニーズに対しては、黙殺するのではなく、自己の果たすCSRの範囲をあらかじめ限定して宣言することで、負担をある程度回避することがで

会社をめぐる言説について

きる。それが近年散見される「本業を通じてのCSR」という言説である。こうした類の言説は、各々の会社が比較優位を有する領域で社会的責任を果たしていこうという前向きな意欲のあらわれでもあるが、増大する社会的管理の圧力に対する対抗的な言説という見方もできよう。

このように社会的責任の範囲を限定しようとする傾向がある中で、次のような論点が生じる。すなわち、解決すべき社会問題に対する責任を、政府との間でどのように分かち合うかという論点である。世の中に存在するのは会社と市民社会だけではない。政府もまたしかるべき重要な主体であって、現代的な福祉国家にあって人々は「政府」を念頭に置くはずである。社会主义経済体制の成立に刺激を受け、ある面、それへの対抗として成立したといえる現代的な福祉国家としての政府介入は、たとえ新自由主義的な潮流があるとはいえ、あいかわらず現在でも要請される政治課題である。社会的な諸問題をめぐって政府と会社との責任配分をどうするかという古くて新しい問題が生じる（注14）。

6. むすびにかえて

以上、現代の会社をめぐる言説について、半ば通説化していると思われる見解の問題点を指摘した。会社は、企業市民としてあらかじめ倫理的な存在として設定されており、さまざまな社会的要請に応えることが期待されているが、こうした論理は運動論としては妥当であるが、会社の社会的責任を限界付けるための論理どころか、問題意識さえ欠いているためにそもそも最初から反証の可能性すらなく、社会科学的な概念としては不備のそしりを免れない。このことは、責任の仕向け地をめぐる議論が所有論の言葉で語られていることと無縁ではない。会社はステイクホルダーなり社会の「モノ」だからどのようにでも扱ってよく、社会的責任の範囲をどうするかという問題ははじめから生じない。その結果、会社に対してはいくらでも自己利益や法的義務を超えた「何か」が求められる。このような傾向は、社会主义体制の崩壊、新自由主義的な潮流における国家の後退、潜在的な管理願望、現実の企業不祥事の発生の中で、ますます強まるのである。そして、会社の側では、CSRそれ自体がマーケティングの道具としてマネジメントのなかに「包摂」されるか、あるいはなるべく責任負担を小さくするために、「本業でのCSR」を強調するようになる。あまりに社会的管理の傾向が強まると対抗的な動きが企業の側で生じるのは当然である。

わが国の経済経営にかかる論壇は、過剰なほどの「数理化」に走るか、感情的なジャーナリズムに走るかどちらかである。後者の傾向は、近年の会社をめぐる議論に特に見られるのだが、価値自由を表明しているように見えて実は価値過剰であり、感情的に過ぎるようだ。

(注1) 奥村宏『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店、2006年、第6章

(注2) 岩井克人『会社は誰のものか』平凡社、2005年、pp.89-94

(注3) 岩井、前掲、同上

(注4) P.F.Drucker, *Management: Tasks, Responsibilities, Practices* (ドラッカー著、上田惇生訳『マネジメント 基本と原則』ダイヤモンド社、2001年) 邦訳pp.100-105では、社会的責任の限

界についての記述がある。

- (注5) CSRはどのような社会的論理によって生成するのか、そのプロセスについて検討しておくことは、「企業市民」の無批判な公理化を防ぐことになろう。この点、銀行のCSRの生成論理を検討したものとして、拙稿「銀行の社会的責任の生成論理の研究 序論および仮説の提示」(大阪銀行協会、2005年)を参照されたい。
- (注6) 松野弘、堀越芳昭、合力知行編著『企業の社会的責任論の形成と展開』ミネルヴァ書房、2006年、pp.30-31
- (注7) 岩井、前掲、p.96
- (注8) この点で、バックキャスティング的なアプローチ（会社の到達点としての「あるべき姿」を具体的に設定し、その実現に向けてマネジメント体制を整備するやり方）をステイクホルダー側が会社評価の手段として使用することは疑問である。実際にはそこに「相互的」な応答的コミュニケーションは存在しにくい。もともとこのアプローチやステイクホルダー論は、会社自身が経営環境をいかに把握するかという戦略的発想から生まれたものであって、発話主体はあくまで会社である。ステイクホルダーは会社に「あるべき姿」を提案することはできるが、それを採用するかどうかは会社のあくまで裁量であろう。バックキャスティングにせよステイクホルダーにせよ、発話主体が社会の側に移ると、価値過剰な超過解釈がなされるようだ。
- (注9) 社会主義的経済では、公害すら発生しないとされた。
- (注10) あるいは、もともと企業に対する一種の恐怖感のようなものがあったが、社会主义体制の存在そのものがある種の安心感を生み出していたのかもしれない。それが崩壊したとなると、あとは資本主義の側で自前でなんとかしなければならない、という強迫感情が芽生えたのだろう。
- (注11) この点ドラッカーは、社会が要求しているというより、「社会的責任は回避できないことも明らかである。社会が要求しているからではない。社会が必要としているからでもない。現代社会にはマネジメント以外にリーダー的な階層が存在していないからである」(前掲邦訳p.91)と述べ、社会的責任の根拠を会社の責任能力そのものに求めている。これは、「そこに富があるから課税する」という財政学における応能負担原則とやや似ている。
- (注12) 奥村、前掲、p. 6
- (注13) あえてあげれば、両方の時代における財界の対応の背景には次のような相違が見られる。第一に、いわゆる環境問題がその領域や深度を拡大させ、その原因の大半が会社行動に帰着できるとの見方が強まること。第二に、会社の社会的責任の範囲が拡大されて理解されていること。ステイクホルダー論の影響もあり、会社が責任を負う空間的範囲は拡大している。新しい次元からCSRに取り組む必要性が強調されている。その範囲は、従業員、取引先、銀行、地域社会、生態系そのものなど、会社を取り巻くありとあらゆる

会社をめぐる言説について

ものがCSRの範囲となってきた。まさに全方位となっているのである。70年代は、会社や消費者問題といった個別の問題を軸に会社と社会が対抗関係に立ったのだが、90年代は、会社と社会というよりは、社会に埋め込まれた会社、といった印象である。

- (注14) この点、岩田規久男は、地域の利益や雇用を守ることや環境への配慮の責任はすべて会社に還元されるべきではなく、政府が担うべき領域があると述べている。岩田規久男『そもそも株式会社とは』ちくま新書、2007年、序章参照。